

文書記号		文文生食第				文文生食第				新規		月更新		月	
浄書合	発送	公印合	押印	回付・施行上の注意	決定権者	主管課長	行政情報管理補助者	主査	起案者	施行	令和	年	月	日	
						—				決定	令和	年	月	日	
										起案	令和	年	月	日	
起案	文京保健所生活衛生課									收受	令和	年	月	日	
令和 年 月 日付で申請のあった食品営業について、食品衛生法第55条の規定により別紙のとおり許可し、許可書を交付する。															
令和 年 月 日付で届出のあった食品営業について、食品衛生法第57条の規定により受理する。															

【許可・届出共通】

令和 5年 12月 13日

整理番号:

※申請者、届出者による記載は不要です。

文京区文京保健所長 殿

営業許可申請書・営業届 (新規、継続)

食品衛生法 (第55条第1項、第57条第1項) の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄  )

申請者・届出者情報	郵便番号:	000-0000	電話番号:	00-0000-0000	FAX番号:	00-0000-0000					
	電子メールアドレス:	xxxx@xxx.co.jp			法人番号:	000000000000					
	申請者・届出者住所	※法人にあっては、所在地 東京都〇〇市〇〇町一丁目2番3号									
	(ふりがな)	とうきょうぐーぶ	とうきょう	いちろう	(生年月日)						
申請者・届出者氏名	※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 株式会社東京グループ 代表取締役 東京 一郎										
営業施設情報	郵便番号:	000-0000	電話番号:	00-0000-0000	FAX番号:	00-0000-0000					
	電子メールアドレス:	xxxx@xxx.co.jp									
	施設の所在地	(ビル名、階_号室) 東京都文京区 〇〇 五 丁目 2 番 3 号 シビックビル2階									
	(ふりがな)	れすとらんぶんきょう									
	施設の名称、屋号又は商号	レストラン文京									
	(ふりがな)	とうきょういちろう									
	食品衛生責任者の氏名	※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥							
	東京 一郎		受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む)							
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	講習会名称	東食養 令和3年5月31日 第0000000号								
調理食品 (飲食店営業)、乳 (乳類販売業)		業態	洋食店								
自動販売機の型番		HACCPの取組									
		※引き続き営業許可を受けようとする場合に限り。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。									
		<input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理									
		<input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理									
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>									
	輸出食品取扱施設	※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 <input type="checkbox"/>									
営業届出	営業の形態					備考					
	1	乳類販売業					定休日 日・祝				
	2						営業時間 11時~15時、17時~20時				
3											
担当者	(ふりがな)	とうきょう じろう					電話番号				
	担当者氏名	東京 次郎					00-0000-0000				

文書番号	保健所收受	料金収納済印	申請手数料合計額
1 第 文文生食 号	令和 年 月 日		
2 第 文文生食 号			
3 第 文文生食 号	文京区文京保健所		
4 第 文文生食 号	生活衛生課		

【許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>
営業施設情報	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>
	令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)		資格の種類
食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		講習会名称	年 月 日
		受講した講習会	
使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合	
① 水道水 （ <input checked="" type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道 ）			
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)		
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等	
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	第 号 年 月 日	<b>飲食店営業</b> 定休日 <b>日・祝</b> 営業時間 <b>11時～15時、17時～20時</b>
	2	第 号 年 月 日	
	3	第 号 年 月 日	
	4	第 号 年 月 日	
備考			

- ビルの防火安全対策のため、本申請書に記載された申請情報について文京区都市計画部及び所轄消防署に提供します。これについて、個人情報(申請者住所・申請者電話番号)を提供することに同意する場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄  )
- 営業許可後、個人情報に係らない内容については、行政情報として公開されます。